保護者の皆様

雲雀丘学園幼稚園

本園における薬の取り扱いについて

本来，お子様への与薬は保護者により行われるものです。（教職員が園児に医療用医薬品を使用する行為は，医療行為に当たるので行うことができません。）薬の服用が必要な際には，朝と夕方に服用するなど，できるだけ家庭で対応できるように医師と相談してください。

ただし，慢性的な疾患などで，緊急時（発作や症状が悪化した場合）や医師の処方上やむを得ない場合に，保護者からの依頼により，保護者の責任のもと，教員や養護教諭が代行します。前もって担任にご相談ください。家庭で判断された市販の薬はお受けできません。

与薬を依頼される場合は以下の手続きをお願いします。

１．必ずお帳面に「薬があります」と記載し，捺印してください。（数日に渡る場合も，毎日記載してください。）

２．粉薬・水薬とも必ず１回分，その日の分のみにしてください。（緊急時の薬を除く）

薬は，１回分ごとに分けて，名前，日付，飲み方などを書いて分かりやすくして下さい。

3.「与薬指示書」を**かかりつけ医**に記入してもらい，提出してください。「与薬指示書」がない場合は，与薬の介助はできません。飲まずにそのまま持ち帰ります。

4.「与薬指示書」，「薬」をジッパー付きの袋などに入れ，お帳面にはさんで持たせてください。

＜注意事項＞

- 体調の異変や発作が起きたら，すぐに近くの教員に知らせるようご家庭で話し合って下さい。
- 幼稚園では保管中の破損，紛失が生じないように十分注意しますが，破損・紛失が生じた場合の責任は負うことができませんのでご了承ください。
- 発作など緊急時の薬は，原則，保護者に連絡を取った上で使用します。いつでも必ず連絡が取れるようにしておいて下さい。
- 長期休業中のひまわり（預かり保育）では，与薬の預かり・介助は行いません。